

## 2. 教科書が使用されるまで

教科書発行者において編集された教科書が、検定、採択等の手続を経て児童生徒に使用されるまでの経緯は、おおむね、以下のとおりです（図 1、表 1 及び付表 1（50 ページ）参照）。

### 1) 著作・編集

現在の教科書制度は、民間の教科書発行者による教科書の著作・編集が基本となります。各発行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し検定申請します。

### 2) 検定

図書は、文部科学大臣の検定を経てはじめて、学校で教科書として使用される資格を与えられます。発行者から検定申請された申請図書は、教科書として適切であるかどうかを文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官による調査が行われます。審議会での専門的・学術的な審議を経て答申が行われると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定を行います。教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われます。

### 3) 採択

検定済教科書は、通常、1種目（教科書の教科ごとに分類された単位をいう。例：小学校国語（1～6年）、中学校社会（地理的分野）、高等学校数学Ⅰ）について数種類存在するため、この中から学校で使用する1種類の教科書が決定（採択）される必要があります。採択の権限は、公立学校については、所管の教育委員会に、国・私立学校については、校長にあります。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告されます。

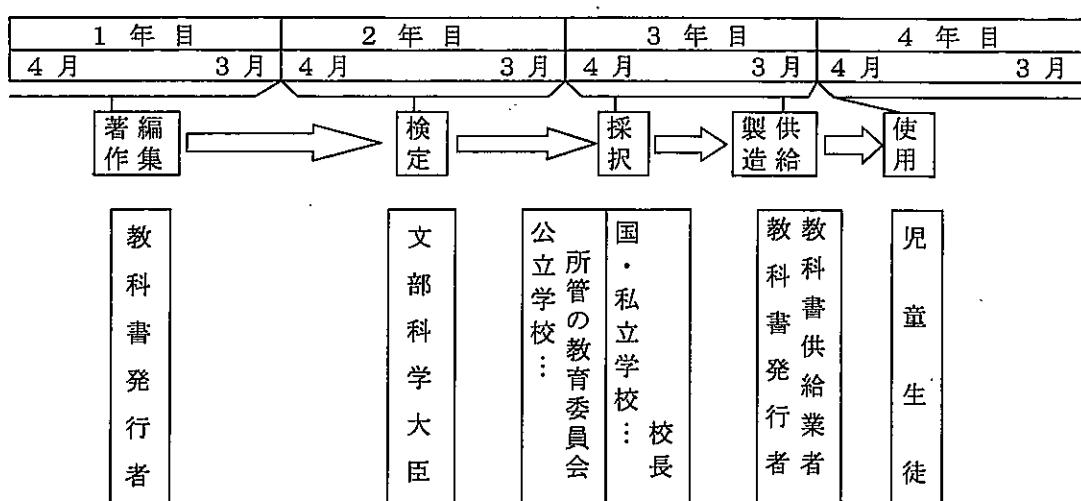
### 4) 発行（製造・供給）及び使用

文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示します。この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、供給された教科書は、児童生徒の手に渡り、使用されます。

### 5) 教科書の無償給与

なお、国・公・私立の義務教育諸学校（小・中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部）で使用される教科書については、全児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されています。

図1 教科書が使用されるまでの基本的な流れ



(注) 製造・供給、使用の時期は、前期教科書の例をとった。

表1 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度(西暦)		21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
小学校	検定	◎				◎		
	採択		△				△	
	使用開始	○		○				○
中学校	検定		◎				◎	
	採択	△		△				△
	使用開始		○		○			
高等学校	検定	◎		◎				◎
	採択		△		△			
	使用開始			○		○		
主として低学年用	検定	◎						
	採択		△		△			
	使用開始			○		○		
主として中学年用	検定		◎		◎			
	採択			△		△		
	使用開始				○		○	
主として高学年用	検定			◎		◎		
	採択				△		△	
	使用開始	○				○		○

(注) 1. ◎: 検定年度

△: 前年度の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○: 使用開始年度 (小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え)

2. 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

平成20・21年改訂

- ・小学校学習指導要領 (平成20年文部科学省告示) …平成23年度から全面実施
- ・中学校学習指導要領 (平成20年文部科学省告示) …平成24年度から全面実施予定
- ・高等学校学習指導要領 (平成21年文部科学省告示) …平成25年度から学年進行により実施予定  
※数学及び理科は平成24年度から学年進行により実施し、検定については平成22年度から実施
- 3. 中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

## 5. 教科書検定の手続等

### 1) 教科書検定の手続（図2参照）

(1) 検定の申請があると、教科用図書検定調査審議会に教科書として適切であるかどうかを諮問するとともに、教科書調査官による調査が行われます。審議会においては、学習指導要領や検定基準に基づいて専門的・学術的に公正・中立な審議が行われ、教科書として適切か否かを判定し、これを文部科学大臣に答申します。文部科学大臣は、この答申に基づいて合否の決定を行い、その旨を申請者に通知します。

(2) ただし、審議会において、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当であると認める場合には、合否の決定を留保して検定意見を通知することとなります。

検定意見については、現在、申請者に対して文書（検定意見書）により通知しており、検定意見を通知する時に申請者の希望に応じて口頭による補足説明を行っています。

検定意見の通知を受けた申請者は、検定意見に従って修正した内容を「修正表」によって提出します。文部科学大臣は、修正が行われた申請図書について再度審議会の審査に付し、その答申に基づいて合否の決定を行い、これで検定手続は終了します。

(3) 以上の検定手続を経て合格の検定決定の通知を受けた者は、図書として完成した見本を作成して、文部科学大臣に提出することとされています。

(4) なお、文部科学大臣は、検定審査不合格の決定を行う場合には、事前にその理由を通知し、申請者に反論する機会を与えることになっています。また、検定意見に対し異議がある場合にも、申請者は意見の申立てができることとなっています。このように、申請者の権利が十分尊重されるとともに慎重な検定が行われるような仕組みがとられています。

### 2) 検定済図書の訂正

教科書の発行者は、検定済図書について、誤記、誤植又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実等の記載があることを発見したときは、文部科学大臣の承認を受け、訂正を行わなければなりません。また、学習を進める上に支障となる記載又は更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したときは、文部科学大臣の承認を受けて訂正を行うことができます。これらの事項のうち一定のものは届出により訂正することができます。検定の申請はおおむね4年毎に受付がありますが、検定済図書の訂正の申請は隨時行うことができます。

なお、文部科学大臣は、これらの記載があると認めるときは、発行者に対して訂正の申請を勧告することができます。

図2 教科書検定の手続き

